２）加算点及び施工体制評価点
・技術提案書①及び②の評価項目について、それぞれ満点を30点として、評価基準に従って評価し、その内容に応じた加算点を与える。
・4⑵２）１．及び２．について、それぞれ総合的に優（15点）、良（５点）、可（０点）として、施工体制評価点を与える。
３）上記により得られる標準点、加算点及び施工体制評価点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。
４）評価値、基準評価値について　評価値は、基準評価値を下回らないこと。なお、基準評価値とは以下のとおりとする。評価値及び基準評価値の計算において予定価格と入札価格の単位は億円とし、求められる値（評価値、基準評価値）は小数点第４位（５位切り捨て）とする。
基準評価値＝100点（標準点）÷予定価格（単位：億円）
５）評価値の最も高い者が２者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。
６）落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は予決令第86条の調査を行うものとする。
⑷　技術提案に基づく施工　実際の施工に際しては、事前に提出した技術提案に基づき同等以上の施工を行うものとする。
５　入札手続等
⑴　担当部局　〒760―8554 香川県高松市サンポート３―33　四国地方整備局総務部契約課契約係長　森崎　貴司　電話087―851―8061（内線2526）
⑵　入札説明書の交付期間及び方法　平成26年10月３日から平成26年12月17日まで、入札説明書等ダウンロードシステムにより配布する。
入札説明書等ダウンロードシステムのアドレスは次のとおりである。
https://e2odw.e-bisc.go.jp/CALS/Accepter/
⑶　申請書及び技術資料等の提出期間、場所及び方法　一次審査に係る申請書及び技術資料等は、平成26年10月４日から平成26年10月29日までの午前９時から午後５時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に電子入札システムにより、提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は平成26年10月４日から平成26年10月29日までの午前９時から午後５時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に上記５⑴に直接持参すること。
⑷　一次審査の結果及び技術提案①の採否の通知並びに技術提案書②、入札書の要請　２に掲げる競争参加申請者に要求される資格等要件及び３⑴に掲げる指名するための基準に係る確認は、当該申請書及び技術資料等の提出期限の日をもって行うものとする。
一次審査の結果及び技術提案書①の採否の通知並びに技術提案書②、入札書の提出の要請を平成26年11月26日に通知する。
技術提案書②の提出を要請された者は、通知の翌日から平成26年12月17日までの午前９時から午後５時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に上記５⑴に技術提案書②を持参又は郵送（書留郵便に限る。期限内必着。）すること。なお、電送による提出は受け付けない。また、入札書については⑹により提出すること。
⑸　技術提案書②の採否及び入札の無効の通知
技術提案書②に係る確認は、上記⑷により技術提案書②を提出した者について、４⑴の要件において審査し、要件を満足する者に対しては、４⑴１）に係る技術提案評価を行い、その採否を平成27年１月27日までに通知する。
また、技術提案書②の内容が適正でないと判断された者に対しては、入札の無効を平成27年１月27日までに通知する。なお、採否及び入札の無効の通知は、施工体制確認の状況により、数日程度、早まる場合がある。
ただし、４⑴の要件を満足しなかった者は、技術提案書②の採否については通知しない。
⑹　入札及び開札の日時、場所並びに入札書の提出方法　入札書は、平成26年12月17日午後２時までに、電子入札システムにより、提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙による入札の場合は平成26年12月17日午後２時までに四国地方整備局総務部契約課に持参又は郵送（書留郵便に限る）すること。
開札は、平成26年12月22日午前10時　四国地方整備局入札室にて行う。
⑺　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法　平成26年11月27日から平成26年12月17日午後５時まで（利付国債の提供の場合は平成26年12月３日午後５時まで）
〒760―8554 香川県高松市サンポート３―33
四国地方整備局総務部契約課契約係　電話087―851―8061（内線2526）持参、郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。
６　その他
⑴　手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　入札保証金及び契約保証金
１）入札保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行高松支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　四国地方整備局）又は銀行等の保証（取扱官庁　四国地方整備局）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。
２）契約保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行高松支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　四国地方整備局）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　四国地方整備局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
⑶　入札の無効　本公示に示した入札参加資格のない者のした入札、申請書又は技術資料等に虚偽の記載をした者のした入札、技術提案書②の内容が適正でないとされた者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
⑷　契約締結後の技術提案　契約締結後、請負者は設計図書に定める工事目的物の機能・性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案を適正と認めた場合には、契約変更を行うものとする。詳細は特記仕様書による（契約締結後に施工方法等の提案を受け付けるＶＥ方式。）。
⑸　配置予定技術者の確認　落札者決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、資料の差し替えは認められない。
⑹　専任の配置予定技術者の配置が義務づけられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、配置予定技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。
⑺　手続きにおける交渉の有無　無
⑻　契約書作成の要否　要
⑼　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を、当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無
⑽　技術提案内容に確認が必要な場合は、ヒアリング等を行う場合がある。
⑾　施工体制の確認についてヒアリング等を実施すると共に、ヒアリングに際して追加資料の提出を求める事がある。
⑿　関連情報を入手するための照会窓口　上記５⑴に同じ。
⒀　本工事においては、公表している「四国地方整備局工事請負業者選定事務処理要領第16条（指名基準）」、「指名基準の運用基準」、「技術審査基準」によらないものとする。